

令和5年9月25日

## 預金関連手数料の新設のお知らせ

いつも鹿沼相互信用金庫をお引立ていただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫では預金関連手数料を令和5年10月2日(月)より、以下のとおり新設させていただきますこととなりました。

日頃より、当金庫をご利用いただいているお客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本件につきましてご不明な点がございましたら、お取引店までお問合せくださいますようお願い申し上げます。

### ◇新設手数料(消費税込)

#### ① 相続財産清算人口座開設手数料 口座開設1件あたり 11,000円

※新規に口座開設する相続財産清算人名義の全口座(個人・法人を問いません)

※複数の口座を開設する場合は、口座開設1件につき、上記手数料をお支払いいただきます。

#### ② 破産管財人口座開設手数料 口座開設1件あたり 11,000円

※新規に口座開設する破産管財人名義の全口座(個人・法人を問いません)

※複数の口座を開設する場合は、口座開設1件につき、上記手数料をお支払いいただきます。

※破産者名義の口座を破産管財人名義にする場合は、手数料はかかりません。

### ◇新設日

令和5年10月2日(月) 新規受付分より

以上